

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅は
無料の耐震診断が受けられます。



無料の
専門家診断



補強計画一体型

建築土地対策課へお電話ください。電話番号 5 5 - 2 7 9 1

静岡県耐震診断補強相談士が市から派遣されます。

やや危険は倒壊または大破壊の危険ありの住宅（耐震診断の総合
評点 1.0 未満）の所有者等で、補強計画と補強工事を年度内に行
うと補助が受けられます。

※既に補強計画の補助を受けた方も対象になります。

補助金※対象経費：補強計画と補強工事に係る費用

・ 一般世帯 対象経費の 10 分の 8 で、上限 100 万円

・ 高齢者世帯 対象経費の 10 分の 8 で、上限 120 万円

◇耐震工事終了後税制優遇も受けられます。

■所得税 特別控除／耐震補強工事費の 10%を所得税額から控除（最大 25 万円）

＊詳細な内容については税務署にお問い合わせください。

■固定資産税 減額措置／令和 8 年度の間に工事完了の場合、固定資産税が一年間半額

＊詳細な内容については資産税課にお問い合わせください。

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅以外の建物は、

耐震診断をする場合、補助制度があります。

【補助額】

以下の表の補助基準額と耐震診断経費を比較して少ない額の 3 分の 2 以内の額を助成を
します。補助額は 1 棟最大 300 万円までとなります。

構造・用途	延べ面積	補助基準額
木造以外の一戸建て住宅	面積区分なし	130,000 円/戸
その他の建築物	1,000 平方メートル未満の部分	延べ面積に 1 平方メートル当り 2,000 円を乗じて得た額
	延べ面積に 1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル未満の部分	延べ面積に 1 平方メートル当り 1,500 円を乗じて得た額
	延べ面積に 2,000 平方メートル以 上の部分	延べ面積に 1 平方メートル当り 1,000 円を乗じて得た額

○耐震シェルター・防災ベッド

地震の発生時に、建物の倒壊から命を守るため、昭和 56 年 5 月 31 日以前の木造住宅で、わが家の無料診断や補強計画等で構造評点が 1.0 点未満で耐震工事を行っていない場合、耐震シェルター及び防災ベッドの設置をする費用の 1/2 以内を助成します。

・耐震シェルター 上限 12 万 5 千円 ・防災ベッド 上限 10 万円

○ブロック塀等の撤去・改善（新設）費用の補助制度について

地震の発生時に、ブロック塀の倒壊や転倒による災害を防止するため、撤去や改善（新設）する費用を一部助成します。

対象区域		小学校の通学路、緊急輸送路、または避難場所に面するもの あるいは、商業地域内の道路に面するもの
撤去の場合	補助額	工事費と、塀の長さ 1m につき 20,000 円をかけた額を比較して、 いずれか少ない方の額の 3 分の 2（最大 26 万 6 千円）
改善（新設） の場合	補助額	工事費と、塀の長さ 1m につき 38,400 円をかけた額を比較して、 いずれか少ない方の額の 3 分の 2（最大 33 万 3 千円）
対象区域		その他の道路
撤去の場合	補助額	工事費と、塀の長さ 1m につき 9,200 円をかけた額を比較して、 いずれか少ない方の額の 2 分の 1（最大 10 万円）

注）対象となるブロック塀等は、道路に面し、高さが 60cm を超える物に限ります。

撤去事業は、ブロック塀等をすべて撤去する必要があります。

改善事業については、基礎から作り直すことが必要となります。

撤去してしまうと補助制度の対象となりませんので壊す前に建築土地対策課へ一報を！

----- 無 料 の 専 門 家 診 断 受 付 票 -----

※電話 1 本でも受付可能です。（ 建築土地対策課 TEL 5 5 - 2 7 9 1 ）

・ 建築年 年 ・ 世帯主氏名 _____

・ 住所 〒 _____ ・ 電話番号 _____

・ この事業を知ったきっかけは？ _____

TV・ラジオ・新聞・広報・各戸配布チラシ・各種パンフレット・イベント・企業（お勤め先 _____）・その他 _____

受付日	整理番号	備 考

事前相談や補助制度についての詳細は、まず連絡を！！

富士市役所 都市整備部 建築土地対策課 電話：5 5 - 2 7 9 1

富士建築士会 電話：5 4 - 1 8 7 2

